

技術提案資料作成要領

工事名称 大阪府立母子保健総合医療センター手術棟(増築)建設工事

1. 工事概要 「大阪府立母子保健総合医療センター手術棟(増築)建設工事総合評価一般競争入札説明書
(以下「入札説明書」という。)のとおりとする。

2. 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- ① 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書提出時の添付書類(以下、「実績調書」という)にて表1の項目等を 4. ①に定める総合評価点の対象とする。なお、実績調書は、別紙「提出書類について」の留意事項 ならびに各様式の記載事項に沿って作成・提出すること。
- ② 実績調書における評価基準は表2のとおりとする。
- ③ 提出書類に未記入(○印を含む)がある場合、その評価項目は評価の対象とせず加算点は 0 点とする。
- ④ 配置予定監理技術者について複数の者を届出する場合は、加算点が最も小さいものを評価の対象とする。

表 1 実績調書において総合評価点の対象となる項目等

評価項目	評価事項
①代表構成員等 工事実績	総合評価一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第3-1号)による
②代表構成員等もしくは協力事務所 設計実績	総合評価一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第3-2号)による
③品質管理・環境マネジメント (建設業に係るもの)	ISO9001 又は ISO14001 認証取得の有無 (写しを提出)
④配置予定監理技術者 工事実績	総合評価一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第4-1号)による
⑤配置予定監理技術者 資格	総合評価一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第4-1号)による
⑥配置予定意匠主任技術者 設計実績	総合評価一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第4-3号)による

3. 技術提案資料の提出

- ① 技術提案資料は別紙「提出書類について」の留意事項に沿って作成・提出すること。
(コンパクトディスク等の電子媒体での提出は認めない)
- ② 技術提案資料の右肩に「ページ数／全ページ数」及び「参加資格確認通知書」に記載されているアルファベットを記入すること。
- ③ 技術提案資料表紙(様式第10号)には、入札説明書 5に規定する参加企業形態に応じて指定された者が記名および押印し、必要事項を記入すること。
技術提案資料表紙(様式第10号)に記入漏れがある場合又は押印を欠いている場合は、当該資料を無効とし、資料の提出がなかったものとする。
- ④ 技術提案資料の作成に当たっては、技術提案資料表紙(様式第10号)を除き、資料の中に入札参加者を特定できる内容又は名称を記入しないこと。
- ⑤ 入札参加者が提出しなければならない技術提案資料は、以下のとおりとする。
 - ア 技術提案資料表紙 (様式第10号)
 - イ 技術提案書
 - ・自由様式
 - ・技術提案を求める項目(表3における「評価項目」①～⑤)を必ず記入すること
 - ・1つの項目につき A3 版片面 2枚程度かつ5項目合計片面10枚以内とする
 - ・文字の大きさは12ポイント以上とすること
 - ・レイアウト、着色は自由
 - ・文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図は使用しても良い
- ⑥ 技術提案資料における評価基準は表3とおりとする。
- ⑦ 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- ⑧ 技術提案資料は、入札参加者(入札参加者が特定建設工事共同企業体(以下、「特定JV」という)の場合は代表構成員とする。)が自ら作成すること。違反事実が判明した場合は、当該資料を無効とし、資料の提出がなかったものとする。
- ⑨ 入札参加者は、自ら作成した技術提案資料の記載内容を他の入札参加者に漏らしてはならない。これに違反し、当該資料の記載内容が他の入札参加者の提出した技術提案資料に記載されていることが判明した場合、当該資料を無効とし、資料の提出がなかったものとする。
- ⑩ 技術提案を求める項目に欠落がある場合、又は一つでも未記載がある場合は評価の対象とせず、その者が提出した入札書は無効とする。
- ⑪ 技術提案資料の提出日、提出方法、質問及び回答方法は、入札説明書による。

4. 技術提案の担保

技術提案書は発注仕様書等の一部とし、工事中又は工事完了後において、履行状況について確認する。受注者がその責により技術提案の内容を満足できない時に、再度の設計・施工又は補修が適当でない場合、あるいは再度の設計・施工又は補修でも技術提案の内容を満足できない場合は、不履行の項目の配点に応じた金額(配点1点を請負金額の1%に相当させた金額。但し5%を上限とする)を徴収する。なお、技術提案の内容については、履行前に母子センターと十分協議を行なうこと。

5. 評価方法及び基準

① 評価方式

本件は、入札参加者の「入札価格(予定価格の制限の範囲内であるものに限る)」と「企業の技術力」を、5. ②により算出した数値(以下、「総合評価点」という)により落札者又は落札候補者を決定する総合評価落札方式を採用する。ただし、以下の条件に該当する者を落札者又は落札候補者とはすることはできない。

- ・技術提案資料の内容が、事業者選定委員会(以下、「選定委員会」とする)において不適切と判断された者
- ・入札説明書その他本件関係資料に定める失格要件に該当する者
- ・入札書ならびに技術提案資料が無効と判断された者

② 総合評価点の算出方法

総合評価点は、除算方式にて算出する。なお、計算式は次のとおりとする。

$$\text{総合評価点(小数点第5位以下を切り捨て)} = (\text{技術評価点}[\text{※1}] \div \text{入札価格}) \times 100,000,000$$

$$\text{※1 技術評価点} = \text{基礎点}[\text{※2}] + \text{加算点}[\text{※3}]$$

※2 基礎点 = 入札参加資格を満足しており、かつ、実績調書及び技術提案資料に欠落や未記入
がなければ基礎点(100点)を配点

$$\text{※3 加算点} = \text{実績調書による加算点} + \text{技術提案資料による加算点}$$

③ 総合評価による審査について

本件では、1次審査及び2次審査の2段階により、審査を行う。

1次審査

- 1) 入札参加資格確認審査手続の締切り後、表2に示す[実績調書における評価基準項目・加算点]に準じて、各入札参加者の「実績調書による加算点」を定める。
当該加算点を定めるにあたっては、入札参加資格確認審査手続時に各申請者より提出された「実施体制評価点自己採点表」を、申請者立ち会いのもと精査・確認(検算)の上、定めるものとする。
- 2) 入札書提出締切り後、各入札参加者より提出された入札書記載金額と、「実績調書による加算点」のみを5. ②に規定する算出式に代入し、各入札参加者の1次評価点(小数点第5位以下を切り捨て)を算出する。
- 3) 1次評価点の最も高い者を基準応札者とし、2次審査の対象者とする。
- 4) 基準応札者の「技術提案資料による加算点」を0点と仮定した総合評価点(以下、「基準総合評価点」という)(小数点第5位以下を切り捨て)を算出する。
- 5) 基準応札者以外の者について「技術提案資料による加算点」を10点(満点)と仮定した総合評価点(以下、「仮想総合評価点」という)(小数点第5位以下を切り捨て)を算出する。
- 6) 仮想総合評価点が基準総合評価点を上回る者は、2次審査の対象者とする。
- 7) 上記6)の対象者が無い場合は、仮想総合評価点の最も高い者を2次審査の対象者とする。

2次審査

- 1) 1次審査を通過した入札参加者の技術提案内容を、表3に示す[技術提案資料における評価基準項目・加算点]及び表4に示す[技術提案資料における評価区分と算出方法]に準じて、選定委員会にて審査する。なお、審査の際にヒアリングを行う場合がある。ヒアリングが行われる場合の対象者については、1次審査の後、日時等の詳細を母子センターから連絡する。
- 2) 「技術提案資料による加算点」の算出は、各評価項目毎に表3及び表4により算出された各委員の点数の平均値(少数点第3位を切捨て)とする。
- 3) 上記2)により算出された「技術提案資料による加算点」が、当該2次審査対象者における「技術提案資料による加算点」の最も高い者の1/3以下の場合は失格とする。
(ただし、2次審査対象者が2者以下の場合は適用しない)
- 4) 上記1)及び2)において審査された評価に基づき加算点を算出の後、5. ②の計算式によって総合評価点を算出する。
- 5) 入札説明書 27 の規定に基づき、落札者を決定する。

④ 評価基準

表2 実績調書における評価基準項目・加算点

評価項目		評価基準		配点	加算点
会社実績・ISO	工事実績	平成14年度以降の工事実績	国内の病院において、病床400床以上の新築、改築又は増築工事の実績がある	2.0	/2.0
			国内の病院において、病床300床以上の新築、改築又は増築工事の実績がある	1.0	
			国内の病院において、病床200床以上の新築、改築又は増築工事の実績がある	0.0	
	設計実績	平成14年度以降の設計実績	国内の病院において、病床400床以上の新築、改築又は増築工事の実施設計実績がある(ただし、単体で行った実績に限る)	2.0	/2.0
			国内の病院において、病床300床以上の新築、改築又は増築工事の実施設計実績がある(ただし、単体で行った実績に限る)	1.0	
			国内の病院において、病床200床以上の新築、改築又は増築工事の実施設計実績がある(ただし、単体で行った実績に限る)	0.0	
	品質管理・環境マネジメント(建設業に係るもの)	ISO9001 又は ISO14001 認証取得の有無	ISO9001 取得済	0.5	/1.0
			ISO9001 未取得	0.0	
		ISO14001	ISO14001 取得済	0.5	
			ISO14001 未取得	0.0	
配置予定監理技術者(施工)の能力	工事実績 ※複数の者を届出する場合は、加算点が最も小さいものを評価対象とする	平成14年度以降に監理(主任)技術者として従事した工事実績	国内の病院において、病床400床以上の新築、改築又は増築工事に	監理技術者として従事	2.0
			国内の病院において、病床300床以上の新築、改築又は増築工事に	主任技術者として従事	1.0
			国内の病院において、病床200床以上の新築、改築又は増築工事に	監理技術者として従事	1.6
			国内の病院において、病床200床以上の新築、改築又は増築工事に	主任技術者として従事	0.5
			国内の病院において、病床200床以上の新築、改築又は増築工事に	監理技術者として従事	1.2
			国内の病院において、病床200床以上の新築、改築又は増築工事に	主任技術者として従事	0.0
	資格	配置予定監理技術者の所有資格	1級建築士かつ1級建築施工管理技士	1.0	/1.0
			1級建築士又は1級建築施工管理技士	0.5	
			資格なし(大臣特別認定者)	0.0	
配置予定意匠主任技術者(設計)の能力	設計実績	平成14年度以降に管理(主任)技術者もしくは担当技術者として従事した設計実績	国内の病院において、病床400床以上の新築、改築又は増築工事の実施設計業務に	管理技術者 もしくは 意匠主任技術者として従事	2.0
			国内の病院において、病床300床以上の新築、改築又は増築工事の実施設計業務に	意匠担当技術者として従事	1.0
			国内の病院において、病床200床以上の新築、改築又は増築工事の実施設計業務に	管理技術者 もしくは 意匠主任技術者として従事	1.6
			国内の病院において、病床200床以上の新築、改築又は増築工事の実施設計業務に	意匠担当技術者として従事	0.8
			上記実績に該当しない場合	管理技術者 もしくは 意匠主任技術者として従事	1.2
			上記実績に該当しない場合	意匠担当技術者として従事	0.6
	加算点合計				/10

(注)「実施体制評価自己採点表」を入札参加資格確認審査手続時に添付すること。

表3 技術提案資料における評価基準項目・加算点

	評価項目	評価視点	加算点
技術提案書 10点	①事前準備工事における、インフラ整備(設備トレンチ盛換え)施工に関する提案	インフラ整備施工において病院運営への影響緩和、安全性確保に配慮された提案となっているか (工程、工法、作業手順、仮設計画、ファミリーハウス整備工事への配慮など)	2点
	②手術棟増築工事における、既設建物との取り合い部分・接続部分での施工に関する提案	増築建物と既設建物の各階取り合い部分(2階既設分娩部門との接続を含む)における施工について、病院活動への影響緩和、安全性確保に配慮された提案となっているか (工程、工法、作業手順、仮設計画、振動・騒音・粉塵対策など)	3点
	③工事期間中における病院運営等への配慮に関する提案	上記①及び②以外の箇所における施工について、病院運営等を配慮した提案となっているか (安全対策、取組み体制、仮設計画、施工手順、撤去などの施工に関する振動・騒音・粉塵対策など)	2点
	④手術棟完成後の運営段階における、騒音・振動対策に関する提案	手術棟の機械室等の振動・騒音の発生が予測される箇所における有効な対策が行なわれているか (設計上の配慮、使用材料、施工上の工夫、良質な治療環境確保など)	1点
	⑤今回業務への品質確保及び取組みに関する提案	今回業務の事前準備工事、実施設計、手術棟増築工事における品質の確保について、どのような取り組み体制、進め方及び病院側との調整方法を考えているか	2点

表4 技術提案資料における評価区分と算定方法

評価区分	評価の意味合い	算定方法
A	優れている	配点 × 100%
B	やや優れている	配点 × 75%
C	普通である	配点 × 50%
D	やや劣っている	配点 × 25%
E	劣っている	配点 × 0%